

第2期宮城県教育振興基本計画 ～ 志を育み、復興から未来の創造へ ～ (中間案②) 概要

第1章 計画の策定に当たって

◆策定の趣旨

平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定後、人口減少と少子高齢化の急速な進行、東日本大震災の発生等により、子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化していることに加え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会制度の抜本的な改革が行われたことなどから、改めて教育施策の方向性等を示す「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定するもの。

◆計画の位置付け

- ・ 第1期計画の後継計画として、本県教育の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す計画
- ・ 教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画

◆計画の期間

- ・ 平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間

第2章 本県教育の現状

◆本県教育を取り巻く社会の状況

- (1) 東日本大震災からの復興
- (2) 人口減少社会の到来と地方創生の推進
- (3) グローバル化の進展
- (4) ICT(情報通信技術)の進展
- (5) 雇用情勢の動向
- (6) 子どもの貧困率の悪化
- (7) 家庭環境や地域社会の変化
- (8) 文化芸術・スポーツへの関心の高まり
- (9) 国の教育改革の動向

◆本県教育の課題

- (1) いじめ問題への対応
- (2) 不登校児童生徒の増加
- (3) 体力・運動能力の低下
- (4) 基礎的・基本的な学習内容の定着
- (5) 英語教育の推進
- (6) 教育の情報化の推進
- (7) 幼児教育の推進
- (8) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加
- (9) 文化財の活用促進
- (10) 防災体制の確立と次世代への継承
- (11) 教員の資質能力の向上と知識・技能の伝承
- (12) 家庭教育への支援
- (13) 地域の教育力の向上
- (14) 県民の学習ニーズをとらえた生涯学習の推進
- (15) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

◆第1期計画の検証

県及び県教育委員会では、毎年度、「宮城の将来ビジョン」並びに「宮城県震災復興計画」に係る政策評価・施策評価及び「宮城県教育振興基本計画」に係る点検及び評価を行っている。このうち、「宮城県教育振興基本計画」に係る点検及び評価では、アクションプランに掲載している事業の点検・評価を通して、6つの基本方向と26の取組について、総合的に評価を行っている。

これらの評価に基づく第1期計画の検証結果を十分に踏まえ、本計画を実施する。

第3章 本県教育の目指す姿

◆目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。
そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

◆計画の目標

<目標1>

自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

<目標2>

夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

<目標3>

ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

<目標4>

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

<目標5>

生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

第4章 施策の展開

<基本方向1:豊かな人間性と社会性の育成>

- (1) 生きる力を育む「志教育」の推進
- (2) 思いやりがあり感性豊かな子どもの育成
- (3) いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実

<基本方向2:健やかな体の育成>

- (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上
- (2) 食育の推進
- (3) 心身の健康を育む学校保健の充実

<基本方向3:確かな学力の育成>

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長
- (2) 国際理解を育む教育の推進
- (3) ICT(情報通信技術)教育の推進
- (4) 社会形成・社会参加に関する教育(シチズンシップ教育)の推進
- (5) 環境教育の推進

<基本方向4:幼児教育の充実>

- (1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進
- (2) 幼児教育の充実のための環境づくり
- (3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり

<基本方向5:多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進>

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- (2) 多様な個性が生かされる教育の推進

<基本方向6:郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成>

- (1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成
- (2) 文化財の保護と活用
- (3) 宮城の将来を担う人づくり

<基本方向7:命を守る力と共に支え合う心の育成>

- (1) 系統的な防災教育の推進
- (2) 地域と連携した防災・安全体制の確立

<基本方向8:安心して学べる教育環境づくり>

- (1) 教員の資質能力の総合的な向上
- (2) 教職員を支える環境づくりの推進
- (3) 学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実
- (4) 開かれた魅力ある学校づくりの推進
- (5) 学校施設・設備の整備充実
- (6) 私学教育の振興

<基本方向9:家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり>

- (1) 家庭の教育力を支える環境づくり
- (2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進
- (3) 子どもたちが安全で安心できる環境づくり

<基本方向10:生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進>

- (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実
- (2) 多様な学びによる地域づくり
- (3) 文化芸術活動の推進
- (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築
- (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進

第5章 計画の推進

◆計画の推進に向けた施策の在り方

- (1) アクションプランの策定及び計画の見直し
- (2) 計画の点検・評価

◆関係機関、関係団体等との連携

- (1) 家庭や地域、企業や大学等との連携・協働
- (2) 市町村教育委員会との連携
- (3) 県関係部局との連携
- (4) 国への働きかけ

◆学校における教育施策の着実な推進

◆県民総がかりによる教育施策の展開